

東京都無症状の妊婦への分娩前ウイルス検査費用助成事業実施要綱

令和2年9月10日2福保子家第844号
令和2年11月20日2福保子家第1243号
令和3年3月18日2福保子家第1927号
令和3年5月27日3福保子家第379号
令和3年10月5日3福保子家第1078号
令和4年2月22日3福保子家第1980号
令和4年6月17日4福保子家第473号
令和4年9月29日4福保子家第1159号
最終改正 令和5年3月8日4福保子家第2384号

第1 目的

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、不安を抱えて生活をしている状況にある。このため、無症状であっても、強い不安を抱えている者や基礎疾患を有する者が希望する場合に、新型コロナウイルス感染症の分娩前ウイルス検査を実施し、妊婦の不安解消を図ることを目的とする。

第2 実施主体

東京都（以下「都」という。）とする。

第3 対象者

検査対象者は、以下の全ての条件に該当する妊婦のうち、検査を希望するものとする。

- 1 感染を疑う症状がなく、診療上の医師の判断によるウイルス検査を必要としないこと。
- 2 都内に居住していること（他道府県に里帰りして出産する場合を含む。）。
- 3 検査前に医師により適切な検査説明を受け、同意していること。
- 4 過去に本事業又は類似の事業（他の地方公共団体事業を含む。）によるウイルス検査の費用助成を受けていないこと。

第4 対象疾病

新型コロナウイルス感染症を対象とする。

第5 検査時期

妊娠36週を目安とする。ただし、医師による判断により、早産のリスク等妊婦のそれぞれの状況に応じた時期に検査を実施することも可能とする。

第6 助成内容及び期間

- 1 1人の妊婦につき1回の検査に限り、以下のとおり検査費用を助成する。

検査実施日	助成額
令和2年9月10日から令和5年3月31日まで	2万円を限度
令和5年4月1日から令和5年6月30日まで	9千円を限度

- 2 助成対象は、令和2年9月10日から令和5年6月30日までに実施した検査とする。

第7 実施方法

以下の方法により、実施する。

1 検査の申込み

(1) 都内で検査する場合

ア 都は、検査実施機関に対し、本事業について対象者からの助成金の請求及び受領を受任することについて協力を求め、検査実施機関から協力の申し出があった場合に、「協力承諾書」(別記第1号様式)及び「登録情報確認書」(別記第1号様式別紙)を提出させる。都は、「協力承諾書」及び「登録情報確認書」を基に、検査実施登録医療機関(以下「登録医療機関」という。)として登録する。

イ 対象者は、医師より検査に関する説明を受けた上で、「東京都無症状の妊婦への分娩前ウイルス検査申込書兼確認書」(別記第2号様式)を登録医療機関へ提出する。

(2) 都外で検査する場合

対象者は、検査実施機関に対し、直接申込みを行う。

2 検査費用の助成

(1) 以下のいずれかの方法により申請を受け、検査費用を助成する。

ア 対象者が、登録医療機関に対し、本事業の助成金の請求及び受領を委任した場合委任を受けた登録医療機関が、「東京都無症状の妊婦への分娩前新型コロナウイルス検査実施報告書兼請求書」(別記第3号様式)(以下「請求書」という。)に「東京都無症状の妊婦への分娩前ウイルス検査費用助成申請書(委任用)」(別記第4号様式)を付し、都へ提出するものとする。都は、内容を審査した上で、登録医療機関へ助成金を支給する。

なお、請求書等の提出に当たっては、登録医療機関は検査実施月分の申請書をまとめて提出することができる。

イ 対象者が直接検査費用の助成を受ける場合

対象者は、「東京都無症状の妊婦への分娩前ウイルス検査費用助成申請書(直接申請用)」(別記第5号様式)を都へ提出するものとする。都は、内容を審査した上で助成金を支給する。

(2) 都は、申請内容について、検査実施機関が発行した領収書等により審査を行う。その他必要に応じて、都は、対象者又は検査実施機関に対し必要書類の提出を求めるものとする。

(3) 都は、審査の結果、助成が認められない場合は、「東京都無症状の妊婦への分娩前ウイルス検査費用助成事業不承認決定通知」(別記第6号様式)により本人宛通知し、(1)アにより費用助成を申請した場合には、委任した登録医療機関宛にその写しを送付する。

第8 助成金の返還

1 都は、申請書等に虚偽の記載をするなど、不正な手段をもって助成を得た者に対し、助成金の返還を求めるものとする。

2 前項の規定により返還請求を受けた者は、速やかに都に返還しなければならない。

第9 その他

本要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、都が別に定める。

この要綱は決定の日から施行し、令和2年9月10日から適用する。

附 則（令和2年11月20日付2福保子家第1243号）
この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年3月18日付2福保子家第1927号）
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月27日付3福保子家第379号）
この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年10月5日付3福保子家第1078号）
この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和4年2月22日付3福保子家第1980号）
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月17日付4福保子家第473号）
この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和4年9月29日付4福保子家第1159号）
この要綱は、令和4年10月7日から施行する。

附 則（令和5年3月8日付4福保子家第2384号）
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。